平成14年5月8日宣告 平成14年的第19号

主 文

被告人を懲役4年に処する。

未決勾留日数中50日を刑に算入する。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、平成13年12月26日午前7時35分ころ、普通乗用自動車(軽四) を運転し、三重県鈴鹿市 a 町 b 番地付近の信号機により交通整理の行われている交 差点を同市c町方面から同市d町方面に向い直進するに当たり、対面信号機が赤色 の灯火信号を表示しているのを同交差点の停止線手前約137メートルの地点で認 め、直ちに制動措置を講じれば同停止線の手前で停止できたのにもかかわらず、勤 務先に急ぐ余り、上記交差点手前で停止することなく、上記赤色信号に従い停止し ている車両約10台を避け、その右側の右折車線を進行して上記交差点を直進しよ うと企て, 同交差点の赤色信号を殊更に無視し, 重大な交通の危険を生じさせる速 度である時速約70キロメートルないし80キロメートルの速度で自車を運転して 同交差点内に進入したため、折から右方道路から青色信号に従って同交差点内に進 入してきたA (当時26歳) 運転の普通乗用自動車左側部に自車前部を衝突させて 上記A運転車両を横転させ、よって、同車同乗者B(当時26歳)に多発肋骨々折 の傷害を負わせ、同日午前8時ころ、同市e町f番地所在の三重県厚生農業協同組 合連合会鈴鹿中央総合病院において、Bを上記傷害に基づく肺挫創に起因する窒息 により死亡させたほか、上記Aに加療約10日間を要する右手挫創、右上腕打撲の

傷害を,上記A運転車両同乗者C(当時21歳)に加療約6週間を要する頭部打撲, 頸髄損傷の傷害をそれぞれ負わせた。

(法令の適用)

罰条

Bに対する危険運転致死の点につき

刑法208条の2第2項後段,1項前段(致死の場合)

A及びCに対する各危険運転致傷の点につき

いずれも刑法208条の2第2項後段, 1項前段(致傷の

場合)

観念的競合

刑法54条1項前段,10条

(最も重い危険運転致死罪の刑で処断)

未決勾留日数の算入 刑法21条

訴訟費用の不負担 刑訴法181条1項ただし書

(量刑の理由)

本件は、被告人が、判示交差点の手前約137メートルの地点で、同交差点の信号機の赤色灯火信号を認めたのにもかかわらず、先を急ぐ余り、これを殊更無視して同交差点を直進しようと考え、直進車線で信号待ちのために停車している自動車約10台を避けて先行車両が停止していない右折車線に進路を変更した上、指定最高速度が時速40キロメートルであるにもかかわらず時速約70キロメートルないし80キロメートルの速度で同車線を直進して交差点に進入し、青信号に従い判示交差点に進入してきた被害車両と衝突して、同車乗員1名を死亡、2名を負傷させたものであり、殊更赤信号を無視したばかりか赤信号を無視して交差点に進入する

に当たり、制限速度を大幅に上回る上記高速度で進行した犯行態様は、交通上の危険をあえて生じさせ、他者の安全を全く顧みない、あまりにも無謀かつ危険なものであって、被告人の判示犯行は、その危険性に照らせば暴行により人を死傷させた者に準じ、厳しい非難に値する。

何ら落ち度がない被害者1名を死亡させ、2名を負傷させた結果は誠に重大であり、特に死亡した被害者は、わずか26歳の若さで死亡したものであって、同女の無念さや悔しさ、残された家族らの悲嘆と憤りは大きく、遺族らの処罰感情が厳しいのも当然である。また、他の2人の被害者にも加療約6週間と加療約10日間を要する傷害を負わせており、その結果も軽くない。

なお,判示危険運転は,前夜テレビを観るなどして夜更かしをし,当日朝寝坊したことから,勤務先に遅刻することを免れようとしたものであって,その動機に酌むべきものはない。

これらによれば、被告人の刑事責任は相当重い。

そうしてみると、被告人は、判示犯行直後病院において死亡した被害者の遺族らに対して謝罪し、Bの通夜や告別式にも出席したほか、上記遺族らに保険で填補されない分の葬儀費用や香典など合計170万円以上を被告人側の実質的負担として支払っていること、被告人は、負傷した被害者Cが入院していた間はほとんど毎日見舞いに訪れ、被害者Aに対しても、同人は不在であったが、その自宅まで見舞いに訪れていること、未だ被害車両と被害者Aの物損以外の示談は成立していないが、被告人運転車両には対人賠償無制限等の任意保険が掛けられており、各被害者らの損害の一部は既に保険によって支払われ、その余についても、いずれ保険で賠償される見込みがあること、被告人は本件事実関係を素直に認めるなど反省の態度を示

していること,若年でこれまで前科がないことなど被告人に有利な事情を最大限斟酌したとしても,主文の量刑はやむを得ない。

(求刑一懲役6年)

平成14年5月8日

津地方裁判所刑事部

裁判長裁判官	天	野	喜	治
裁判官	増	Ш	周	
裁判官	見	宮	大	介